

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00006059.html

執行機関名 群馬県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第二の項 高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受け取ることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する<u>高等学校等</u>(以下「高等学校等」という。)のうち、群馬県に所在する私立高等学校等に在学する<u>生徒</u>が高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者である場合に、法に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して就学支援金に相当する額を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱 ・群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金事務処理要領